

試論「普遍共生の原理的考察

—認知症との共生を考える—（二）

金 泰 明

目次

0. はじめに—問題の所在
1. 対立と共生
  - 1-1 共生を哲学するために—普遍暴力との闘い
  - 1-2 「対立」の本質をとらえること
  - 1-3 共生の考察—五つの視点
2. 普遍的人権概念と二つの人権原理—価値的人権原理とルール的人権原理
  - 2-1 1 普遍ルール社会と普遍的人権概念
  - 2-1 2 普遍的人権概念と二つの人権原理—価値的人権原理とルール的人権原理
  - 2-1 3 価値的人権原理の定義—抽象的人格としての平等・道徳的義務としての人権
  - 2-1 3-1 価値的人権原理の土台—カントの道徳的自由論
  - 2-1 3-2 価値的人権原理の存在意義
  - 2-1 4 ルール的人権原理の定義—差異と自由の相互承認の原理

3. 市民社会と多文化共生

- 2-4-1 ルール的人権原理の土台―ホッブズ、ロック、ルソー、ヘーゲルの哲学原理
- 2-4-2 ヘーゲルの「相互承認の原理」
- 2-4-3 ルール的人権原理の存在意義
- 3-1 多文化共生―普遍的な人権とマイノリティの権利の共存可能性
- 3-2 マイノリティとは―「価値的マイノリティ」と「存在のマイノリティ」
- 3-3 マジョリティとマイノリティの対立
- 3-4 価値対立と利益対立
- 3-5 価値対立―「差異の承認」／「正当性の承認」＋「存在の承認」
- 3-6 「内なる」マイノリティと「外からの」マイノリティ
- 3-7 「価値対立」と文化的多様性の受容  
(こゝまでを本誌82号に収録)

4. 「生の世界」と普遍共生

- 4-1 普遍共生―認知症との共生を考える
- 4-1-1 「人間として」／「人間らしく」生きる―「よいものへの欲望」
- 4-1-2 「存在のマイノリティ」―「存在様態相関マイノリティ」と「意識様態相関マイノリティ」
- 4-1-3 「価値的マイノリティ」―「文化相関マイノリティ」と「理念相関マイノリティ」
- 4-1-4 普遍共生―認知症の人や精神障害者との共生
- 4-2 「言語共同体」としての近代国家―「言語共同体」内のズレと「言語」内のズレ
- 4-2-1 「言語共同体」内のズレ―多文化共生の要請Ⅱ多言語化・複言語化
- 4-2-2 「言語」におけるズレ―普遍共生の要請Ⅲ言語の多元化

- 4-1-3 人格中心の市民社会—意識存在↓人格↓相互承認・契約
- 4-1-3-1 普遍ルール社会としての市民社会
- 4-1-3-2 市民社会の主人としての「人格人」—自由な個人と義務としての市民
- 4-1-4 近代哲学の「人格」の概念
- 4-1-4-1 ホッブズの「代理人」としての人格
- 4-1-4-2 ロックの「法的主体」としての人格
- 4-1-4-3 カントの「道徳的主体」としての人格
- 4-1-4-4 ヘーゲルの「欲望主体」としての人格
- 4-1-4-5 「意識存在」中心の世界から「エロス存在」中心の「生の世界」へ  
(以上を本誌本号Ⅱ第84号に掲載)
- 4-1-5 竹田欲望論Ⅱ「現象学Ⅱ欲望論哲学」—エロス存在からの出発
- 4-1-5-1 「エロス存在」↓実存的人間（主権的身体）↓触発・感受としての「生の世界」
- 4-1-5-2 主権的身体—身体の自由
- 4-1-5-3 「感受・触発」：ことばの多義性・多元性と豊かさ、「感受（意味の直観）」

5. おわりに

(以上を本誌次号第85号に掲載予定)

〈承前〉

本稿へと進む前に、まず本誌82号の拙稿<sup>1</sup>の概要を確認しておく（以下、要約）。

論  
— 本稿の目的は、「普遍共生」の概念化のための見取り図を描き準備概念を検討することにある。きっかけは、認知症の母である。晩年を介護施設で暮らした認知症の母の「生きた世界」を問いかけた。人格を柱とした市民社会で人格を「喪失した」認知症の人たちは自由な存在といえるのか、人格を喪失してもなお人權の主体として生きられるのか、また認知症の人たちの問題は従前の多文化共生論の枠で論じることができるのか。こうした問題は「普遍共生」

を考察する「必要条件」である。「普遍共生」を考究する「十分条件」は、哲学者竹田青嗣の名著『欲望論』（二〇一七年刊行）である。ここには人格中心の市民社会のあり様とは異なる新しい世界の広がり語る深遠な原理がある。『欲望論』で展開された新しい原理と理論―竹田欲望論―によって、人格を「喪失した」認知症の人たちは、それでもなお「生の世界」で「エロス存在」として生き、自由な人間（＝主権的身体）でありつづけている、と確信した。

なぜ、普遍共生なのか。第一に、誰の人生にも老いが来て認知症になる可能性があるからだ。認知症は、誰にも訪れうる「現実」なのである。超高齢化時代を迎えた日本社会では、認知症の人びとと共に生きるとは、〈私〉個人や家庭、社会全体にとって共通する喫緊の課題である。

第二に、認知症の問題は市民社会の「ほころび」であるからだ。普遍的人權の「ほころび」を放置したままでは、「普遍」とは言えないではないか。普遍共生は、いつでも、どこでも、誰でも「人間として」生き、「人間らしく」共に生きることである。そうだとすれば、人格人のみならず人格喪失者とされる人びと（認知症、精神病者）も、自由に自己決定できる人間とみなされ「人間らしく」生きられてこそ普遍的人權・普遍共生社会といえるのではないか。普遍的人權を支柱とする市民社会では人格喪失者（認知症、精神病者）に対しても人権や法的権利は保障されている。

が、その実、彼／彼女らは福祉や介護の対象として「受益者」「受動的立場」におかれ、ときには邪魔者扱いされ半端者として嫌われ、挙句の果てには生きる価値のない者として捨て去られ、命さえ奪われたりする。そんな事件が絶え間ないのである。

普遍共生の概念化に向けた準備作業の進め方として五つの視点から多文化共生の概念と比較検討しながら考察を進めた。

第一に、対立状況の問題。いったい誰が何をめぐって対立しているのか。ここでのキーワードは「価値対立」と「存在の承認」である。

第二に、主体の問題。共生の主体は誰なのか。いかなる間主主体の共生をめざすのか。ここで検討されるのは、「意識の同一性」「人格」と「エロス存在」「主権的身体（実存的身体）」の概念である。

第三に、領域の問題。ここでは近代国民国家／市民社会の領域と「生の世界」の領域を俎上にあげて考察する。

第四に、哲学原理的根拠の問題。共生の概念がいかなる哲学原理を根拠としているのか。基本原理面では、市民社会の基本原理である普遍的な人権概念を踏まえつつ、新たに現象学―フッサール現象学と竹田欲望論―に立脚して議論を進めたい。この立場を「現象学Ⅱ欲望論哲学」と呼ぶことにしたい（坂岡大路、二〇二一年）。

第五に、人権概念の二つの原理の検討。価値的人権原理とルールの人権原理の、共生への適用可能性である。

本稿（前号の拙稿）では、普遍的な人権概念における二つの人権原理―価値的人権原理とルールの人権原理を紹介した。二つの人権原理は著者考案による仮説原理である（金泰明、二〇〇四年<sup>3</sup>）。

価値的人権原理は、すべての人間を人間の尊厳ある存在であり「人格」として平等とみなす。現実社会の差別や不平等に晒されているマイノリティに対する差別を軽減・克服するためには、価値的人権原理が有効である。

他方、ルールの人権原理は文化的多様性に開かれた共生社会を構想し実現するための根本原理であり実践原理である。文化的な多様性を受容し、文化や価値観の異なる人びとの存在を受け入れるためには、まず互いの差異を尊重し自由を「相互承認」することによって「共通了解」を進めるというルール的人権原理がなによりも重要である。

本稿（前号の拙稿）では、長年の筆者の根本的な関心と研究テーマである多文化共生を論じた。いかにして不当な差別や抑圧を蒙っているマイノリティの権利を保護するのか、市民社会が拠って立つ普遍的人権概念とマイノリティの権利とがいかにして共存しうるのか。いうならば、市民社会における普遍性（人権）と特殊性（マイノリティの権利）の共存可能性の問題を哲学・原理の問題として考察してきた。―（以上、前号の要約）

#### 4. 「生の世界」と普遍共生

##### 4-1 普遍共生―認知症との共生を考える

##### \* 価値的マイノリティから存在的マイノリティへ

前稿まではもっぱら多文化共生を論じた。すなわち、文化的多様性の受容、言いかえれば、価値的マイノリティの共生の問題と格闘してきた。これから論じるのは、「存在的マイノリティ」の共生の問題である。その前に再度、「価値的マイノリティ」と「存在的マイノリティ」の概念を確認しておこう。

##### \* マイノリティとは

まず、何をもってマイノリティというのか。従来、「少数派」という訳語が当てられた「マイノリティ」は、単純な「数」の問題でもなく、多数派対少数派という社会的対立や支配の様相を示す言葉でもとらえきれない。マイノリティ

とは、すぐれて人びとの「生」のあり様と生き方に関わる概念である。それは、時代や洋の東西を超えた、さまざまな社会（＝「生活世界」）で暮らす人びとの、価値観と生の条件の違いに由来する概念である。人はそれぞれ、異なる価値観と生の条件のなかで「生きる」のである（西研、二〇一九年）<sup>(4)</sup>。つまり、いかなる人であっても、「人間として（＝生の条件）」かつ「人間らしく（＝価値）」生きる権利をもつのである。

とりわけ自由と人権を基調とする近代市民社会では、いかなる個人も「人間として（＝生の条件）」かつ「人間らしく（＝価値）」生きる権利、すなわち人権を享受する。この意味では、マイノリティは市民社会になつてはじめて登場した、優れて自由と人権に関する概念である。

マイノリティに対してしばしば社会的「少数者」や「社会的弱者」というレッテルが貼られてきたが、それは事態のただ一面だけを語っているだけにすぎない。マイノリティは被差別者、単なる受動的な存在、権利の受益者という観点だけでは語れない存在である。マイノリティは、なによりも人権の主体（人格）であり、かつ自由の主体（主権的身体）である。さらにマイノリティは自らを受けている不当で不合理的な人権侵害（差別や抑圧、社会的不利益）を克服すべくつねに一般福祉の実現を求め主張する存在でもある。

この点に関してミルのつぎの卓見を見落としてはならない。ミルは社会の少数派の意見について、「当面それが、無視されている利害、つまり不当な取り扱いをうける危険がある人類の福祉の一面を、代表している意見なのである」といい、少数派の意見にこそ、多数が見落とし無視しがちな「不当な取り扱い」を受けている人々の福祉つまり社会にとつての共通の利益の問題が隠されている、と指摘している。（ミル『自由論』<sup>(5)</sup>）

#### 4-1-1 「人間として」／「人間らしく」生きる—「よいものへの欲望」

さて、権利の一方の側面としての「生の条件（＝人間として生きる）」についていえば、人びとの「生の条件」＝存

在のあり様―性別や人種、身体性など―は、さまざまに異なる。生来の生の条件は、自分では選べないのである。人は、与えられた「生の条件」のなかで「人間として」生きるのである。とはいえ、与えられた自然環境のなかで本能の命じるままに生きる動物と違って、人間の生は「関係規定存在」である。人間は他者との「関係」のなかで生きる喜びや生の意味を感じる。動物は自然環境に規定されて一生を生きる。いわば、動物的生は自然的本能に従う「環境規定存在」である。動物的生がめざすのは、欲求の満足である。しかし、人間は本能に規定されつつも、時にそれに抗い自由に生きる。

「満足した豚であるより、不満足な人間であるほうがよく、満足した馬鹿であるより不満足なソクラテスであるほうがよい」(ミル『功利主義論』<sup>6</sup>)。

豚は満足、すなわち肉体の快楽で充足するが、人間は満足だけではなく幸福、すなわち精神の快楽をも求める。豚の快楽(肉体的快楽)によつては、どんなにしても人間の幸福の観念を満足させるはずがない。人間には動物的な欲望をはるかに凌ぐ「高い能力」、すなわち精神的快楽を味わう能力が備わっている。人間は精神的快楽(心の満足)を得てこそ幸福となる。豚は満足することしか知らない。がしかし、人間は満足と幸福の二つを求める。欲望する存在として人間は、「よいもの」「美しいもの」を手に入れようとする。幸福は、富を手にしたり、知者として尊敬されたり、一流のアスリートとして世間に認められたりさまざまあるがすべてが「よいものへの欲望」である。人間的欲望(Ⅱエロス)は、つねに「よいもの」を求めてやまないのである。

なによりもまず、人間的欲望(Ⅱエロス)が求める「よいもの」とは、「他者」であり「他者との関係」である。人間的欲望(エロス)は単に欲求の満足にとどまらず、「他者への欲望」である。「人間的欲望は、他者の欲望に向かわねばならない」<sup>7</sup>。最初の関係が家族であり、友人、恋人、恩人、仲間や好敵手、敵意ある人間など人生で遭遇する幾多



の他者との関係のなかで、人は喜怒哀楽しつつ生き甲斐を感じ、生の意味や価値を見出す。人間の生来の生のあり様それ自身が「関係存在」であり、関係そのものを通して生の意味と価値を感受するのである。そのなかで人間にとつて不断の意味ある価値は、「よいもの」＝「関係のエロス」である。「他者への欲望」は、生の意味と価値に直結している。

もう一つ、人間的欲望（＝エロス）が求める「よいもの」は、諸々の価値的理念である。神への愛であれ、「最高善」の命令であれ、人はしばしば、宗教やイデオロギーなどの理念や理想的観念に囚われる。それは、ひどい差別や不条理な体験を乗り越えて、彼岸や理想の彼方に差別や搾取のない真に平等な社会や世界が存在するという希望を誰しもが持ちえるからである。そうした理想理念は、人間的欲望が「よく生きる」こと、すなわち、「人間らしく」生きることに関わる。「人間らしく」生きることは、すなわち自由に生きる人間は、自由生きる人間は、「よく生きる」ために、自らの意志で自由にさまざまな価値観—文化、思想・信条、宗教、嗜好性など—を選びとることができる。

4-1-1-2 「存在的マイノリティ」—「存在様態相関マイノリティ」と「意識様態相関マイノリティ」  
人は誰しも、「人間として」生きるだけでなく、「人間らしく」生きようとする。人権とは、誰もが「人間として」生きることと「人間らしく」生きることが認められることである。不当な差別や人権の侵害とは、「人間として」生きることや「人間らしく」生きることが否定されることだ。

このとき、さまざまな生の条件＝存在のあり様の違いを理由に不当に差別・抑圧される人びとを「存在的マイノリティ」と呼ぶ。「存在的マイノリティ」とは、何らかの理由で「人格」を喪失した人（認知症の人や精神障害者）や、病気・疾病（HIV感染者、ハンセン病者）、生来の身体性の状況など自らの意志とは無関係な事柄で困難な生を強い

られ偏見に晒され、社会的な不利益や不当な差別・抑圧を受けている人びとを指す。存在的マイノリティは、「存在様態相関マイノリティ」と「意識様態相関マイノリティ」とに分けることができる。

\*存在様態相関マイノリティとは、病氣・疾病、あるいは身体性そのものの「欠陥」や身体もしくは精神の障害、あるいは生来の性や人種、容貌・外形（ルッキズム<sup>⑧</sup>）、さらに社会的身分や出自等、自らの意志とは無関係な生る条件<sup>⑨</sup>存在のさまざまな様態を理由に、偏見に晒されたりして困難な生を強いられ、社会的な不利益や不当な差別・抑圧を受けている人びとを指す。こうした人びとは、現実の「生（存在）」の様態そのものに関して、忌避され差別や偏見に晒されている。その意味で「存在様態相関マイノリティ」と呼ぶ。視覚障害者（盲目）や聴覚障害者（聾啞）など身体障害者、ダウン症の人びと、HIV感染者、ハンセン病者、女性、黒人、外見・容姿の「醜さ」によって差別的取扱いと受けている人びと、さらに部落出身者、非嫡出子やいじめを受けている子どもたちなどが存在様態相関マイノリティに当たる。

\*つぎに意識様態相関マイノリティとは、認知症の人や精神障害者のように、意識中心の市民社会にあつて「意識の同一性」が叶わぬ人<sup>⑩</sup>人格喪失者とされる人びとをさす。市民社会はこうした人びとの法的権利を保障する。すなわち、こうした人びとは「責任能力」や「意思能力」をもちえない人間としてその罪を減免・不問に付され、その法律行為は無効とされるのである。また、彼／彼女らは権利の「受益者」「受動的立場」の人間として人権も保障され「合理的配慮」の対象／社会的な介護・保護の対象となつて、さまざまな福祉や介護施設でケアを受けて世話「される」人、介護「してもらう」人として暮らすようになる。ここでしばしば立ちどまつて、権利の「受益者」と「合理的配慮」について考えてみたい。

\*法哲学者の森村進によれば、権利者の「受益者 (beneficiary)」とは権利の「利益説」に由来する概念である。利益

説は権利者の利益を保護するという観点から、「個人の効用、快苦 (pleasure/pain)、安楽といったものを重視し、権利の積極的な行使よりも消極的な享受の方に關心」をもち権利者を「受益者 (beneficiary)」<sup>(9)</sup>ととらえる。利益説の観点からは、子どもや認知症の人、精神障害者など事実上または法律上、自身の力で権利を行使できないとみなされる人びとに対して、代理人が彼／彼女らの「代わり」になって権限を行使しうる。

こうした人びとも市民社会は平等に「人格」を付与するのであるが、彼／彼女らが享受する人格は、後に詳しく述べるが、ホップズ的な人格≡代理人としての「人格」である。ホップズはつぎのように述べている。「(無生物と同様に、子ども、愚人、狂人、すなわち理性を使用できないものは、後見人や管理人によって、人格化される。)(下線強調は筆者)。つまり、子どもや認知症の人、精神障害者たちは「理性を使用できないもの」≡非理性的存在とみなされ、事実上、権利主体の椅子から落とされてしまうのである。人格を享受しながらも、しかし権利主体とみなされないこうした人びとの存在は、ひとつの矛盾である。

そこで現実の市民社会はこの矛盾を代理人的「人格」の概念や権利の「代行」という方法で解決を図るのであるが、そこにも大きな陥穽がある。それは、市民社会の大方の「健全者」は普段気にもとめず減多に感じることもない落とし穴であり、「理性存在」と「非理性存在」≡「認知症／精神障害者」、「健全者」と「障害者」を隔てる峡谷でもある。谷間の一方に立つ「理性存在」「健全者」は、「健全者≡してあげる」(「障害者≡してもらう」という図式)、すなわち、「近代以降の社会に流布する見識・見解・見地」<sup>(11)</sup>で日常を生きている。よって、谷の他方で生きる人びと「非理性存在」「障害者」たちへの息遣いを感じし心持に触れることができないのである。<sup>(12)</sup>

\*つぎに「合理的配慮」は「障害者差別解消法」(二〇一六年)のキーワードである。「合理的配慮」に関して視覚障害者(全盲)の研究者広瀬浩二郎の痛切な(ことば)に耳を傾けよう。広瀬は、障害者の権利獲得・拡充をめざして

闘ってきた二〇世紀の障害者運動の成果を評価しつつ、つぎのように批判する。「そもそも配慮とはA（健常者）がB（障害者）に対して行うものである。∴世間一般の「理」はA、すなわちマジョリティの視点で構築されている。障害者（マイノリティ）が健常者中心の理に合わせることを強いられるのなら、差別解消は実現不可能な理想で終わってしまうだろう。」<sup>13)</sup>

論 実際、社会の現実には認知症の人や精神障害者たちが権利者の「受益者」として保護される一方で、その実、彼ら／彼女らは福祉や介護の対象として、すなわち、世話「される」人、介護「してもらう」人として扱われ、ときには邪魔者扱いされ半端者として嫌われ、挙句の果てには生きる価値のない者として捨て去られ、命さえ奪われたりする事件が絶え間なく起っている。

さらにまた、認知症の人は文字通り、認知機能不全のため「意思疎通」がおぼつかず、それゆえ、家族や周りの人びとの「関係不全」に陥ったり、非人間的な扱いを受けたりして、人生の最後の日々をわびしく寂しく悲しく辛い思いをしながら「孤独」のなかで暮らすようになる。

#### 4-1-3 「価値的マイノリティ」―「文化相関マイノリティ」と「理念相関マイノリティ」

他方の、「価値的マイノリティ」とは、自らの意志で選んだ生き方や「生」の価値やアイデンティティのあり方を理由にした社会的差別・抑圧に関わる概念である。価値的マイノリティとは、さまざまな価値観の違いによって不当な差別・抑圧を被っている人びとを指す。さらに「価値的マイノリティ」は、「文化相関マイノリティ」と「理念相関マイノリティ」とに分類できる。

\*文化相関マイノリティとは、生来の言語・文化や伝統・慣習の相違、あるいは自らの意志で選好したアイデンティティ（自分の属性）のあり様―宗教・歴史観・性・嗜好性など―の価値観の差異を理由に、主流社会においてさまざま

まな社会的不利益を被り、不当な差別・抑圧を受けている人びとをさす。アイヌ民族などの先住民、沖縄の人びと、在日韓国人・朝鮮人（以下、在日コリアンと呼ぶ）のような定住外国人をはじめとしたさまざまなエスニック・マイノリティや、留学生や外国人労働者たち、部落出身者、女性、LGBTQの人びとなどが「文化相關的マイノリティ」に該当するだろう。こうした人びとは市民社会の「人格人」として形式的には対等な市民であるにもかかわらず、主流社会と異なる文化的な価値観や選好的アイデンティティを保持していることを理由に不当に差別・抑圧・排除されている。

\*「理念相關マイノリティ」とは、差別・抑圧や貧困、戦争のない理想社会を創設するという強い宗教的信条や政治的理想等にもとづいて、主流社会への政治参加や体制変革を主張するがゆえに、主流社会と鋭く対立し執拗に社会的な差別・抑圧・排除を受けたり政治的迫害の対象とされたりする宗教・宗教団体や民族主義的グループなどをさす。戦前、戦争反対を主張した大本教や灯台社（ワツタタワー＝エホバの証人日本支部）など、戦後においては「地下鉄サリン事件」を引き起こしたオウム真理教関連の宗教団体など諸々の宗教団体、あるいは本国の民主化と統一を志向する民族主義的在日コリアンの団体や運動体の人びとは、日常生活上のさまざまな社会的な差別を受けるだけではなく監視の対象として不当な政治的な迫害やヘイト・スピーチに晒されている。

#### 4-1-1-4 普遍共生—認知症の人や精神障害者との共生

##### \*「認知症七〇〇万人時代」の到来

昨今、高齢化に伴います増加する認知症の人びとを家庭や地域、社会でどのように受け入れるかが大きな社会問題となっている。認知症は、誰の身の上でも起こりうる。超高齢化社会に突入した日本において、身内や親戚に高齢者のいない人を知らない。実際、認知症の親の介護は男女問わず誰にでも起こりうる問題となっている<sup>15</sup>。

認知症の問題は他人事ではなく身近な問題で、地域や社会全体にとって喫緊の課題となっている。認知症の人びとの共生は、〈私〉自身にとっても家庭や社会においても普遍的で差し迫った問題なのである。

「認知症七〇〇万人時代」の到来はもう目と鼻の先にある<sup>16)</sup>。少子高齢化時代の日本社会は、認知症の問題をはじめ多死社会、「看取り難民」、孤独死・孤立死などさまざまな問題に直面している<sup>17)</sup>。新聞やTV等では毎日のように「老いと死」に関するさまざまな言葉―終活（エンディングノート）、孤独死、孤立死―がなどで取り上げられる。少子・高齢化に伴い、認知症の人びとを私自身と変わらず同じ人間としてその「存在を承認」し、人間らしく受け入れ接することができているかが、私たちに問われている。

\*さて、近代市民社会では人格人が「法的主体」となり（ロッキ的な法的人格）、理性的存在としての人格人は「人間の尊厳」という価値をもつ存在として扱われる（カント的な道徳的人格）。こうした考えからは、意思（意志）や理性を喪失した人は、人間の尊厳をもたず生きる価値のない存在に落とし込まれかねない。

しかし、「存在のマイノリティ」のいう「存在」とは、たとえ理性を失くし「人格」を喪失した人間とみなされても、なおかつそうした人々は生きる欲望をもつ「エロス存在」＝情動や欲望をもつ存在としての人間でありつづけ、主権的身体（実存的身体）をもち自分の力で自由に生きている「存在」を意味する。「価値的マイノリティ」である「存在のマイノリティ」であれ、こうした人々が蒙っている社会的・歴史的差別や対立の問題抜きにマイノリティの問題は語れないのである。存在のマイノリティの問題もまた、価値的マイノリティと同じく普遍的な権概念と共生論の枠のなかで論じなければならない。

\*普遍共生が目指すのは、認知症の人や精神障害者との共生である。人格喪失者とされる人びとが「人間として」暮らし、自由に「人間らしく」生かれる社会であってこそ、普遍的な権を柱とする市民社会は真の普遍ルール社会と呼

ぶにふさわしい。認知症は誰の人生でも起こりうる普遍的な問題であり、普遍的な課題に答えなければならぬ。普遍共生は、文字通り人びとがいつでも、どこでも、誰でも「人間として」、「人間らしく」共に生きることである。

さて、これから認知症との共生の問題を近代国家、市民社会、ならびに「生の世界」の各々の領域において考察を進めたい。

#### 4-2 「言語共同体」としての近代国家—「言語共同体」内のズレと「言語」内のズレ

\*近代国民国家は、「国民」という名の個人が社会の主権者となる国家として誕生した。そもそも、近代国家の内実は、極少数の例外を除けばおしなべて多民族から成る国家である<sup>15)</sup>。したがって近代国民国家においては、畢竟、多民族⇨多言語のなかから「共通」の言語をもつ国民の創成が基本課題になる。Nation<sup>16)</sup>が「民族／国家／国民」を意味するように、近代国家（Nation States）は、必ず、多民族のなかから支配「民族」が「国家」を形成し、多民族⇨多言語の民を「国民」として組織するのである。よって、ここでは支配民族の言語が「共通語（もしくは国語）」として打ち立てられ、「共通語／国語」の下で諸民族を「国民」として統合しようとする不断の圧力が生じる。近代国家を「言語共同体」としてとらえるならば、ここでは、多民族の「言語（固有語）」と国民の「国語（共通言語）」の間にズレが生起するのである。

しかし、注意深く考察すれば、そもそも「言語」それ自体のなかにもズレが孕まれている。よって近代国民国家において差別や共生の問題を論じるとき、「言語共同体」内のズレと、「言語」におけるズレの二つのズレに注目しなければならぬ。とくに後者の「言語」におけるズレの問題は、本稿のテーマである「認知症との共生」と深いつながりがあり避けて通れない問題である。

## 4-2-1 「言語共同体」内のズレ―多文化共生の要請―多言語化・複言語化

\*まず、「言語共同体」内のズレについて。これは、国民国家における支配民族と他の諸民族との間の「言語」をめぐる対立・葛藤である。先に述べたように、多民族国家（多言語社会）としての「国民国家」では、支配民族の言語が「共通語／国語」となって不断に多民族の国民統合が推し進められる。そこで生じる共通語（支配民族の言語）と他の諸民族の言語（固有語）との間のズレや軋轢をいかにして解決／克服するかが、国民統合（社会統合）の課題となる。

論

多民族国家（多言語社会）としての国民国家は、それが誕生したとき以来、一方では「国民」の創設のため共通語／国語（＝支配民族の言語）による「同化」を推し進めようとし、他方で被支配民族の人びとは固有語（民族語）の継承権をはじめ自らのエスニック・アイデンティティの保全＝「異化」を求める。こうした同化と異化の対立と軋轢のはざま、諸民族の「国民統合」のためにさまざまに試行錯誤がくり返されてきた。それらは、国民国家の内的／外的条件の相違によって、文化的多元主義や多文化主義、あるいは「差異の政治」等いくつかの概念に類型化できる。この問題は拙著（金泰明、二〇〇四年）<sup>19</sup>で詳細に論じたので、ここでは指摘するだけにとどめておきたい。

\*ここで見過ごしてはならないことは、国民国家における被支配民族集団やさまざまなマイノリティ／エスニックグループのひとつが、「人間らしく」生きる権利として自らの固有語の保全・継承権を主張していることである。この点に関して、カナダの政治哲学者キムリックは、マイノリティグループの「集団別権利」として「エスニック文化権」を提唱する（キムリック、一九九八年）<sup>20</sup>。エスニック文化権とは、カナダにおける移民や宗教的マイノリティが求めている二重言語教育（民族教育）や自らのエスニック文化の学習に関する権限を含む。

さらにまた注目すべきは、昨今、国際人権法の領域で議論されている「言語権」の問題である。一九四八年の「世界人権宣言」を嚆矢に、一九九二年の「民族的または種族的、宗教的および言語的少数者に属する者の権利に関する



宣言」(マイノリティ権利宣言)、一九六六年の国際人権規約A規約(経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約)、一九九〇年の子供の権利条約、二〇〇七年の「先住民の権利に関する宣言」(国連総会)、二〇〇八年の障害者権利条約などが、マイノリティや先住民、子供たち、さらに障害者たちの独自の文化的・言語的なアイデンティティを承認・支持される権利を謳っている。このように国際法・国際人権法の領域では、すでに「言語権」は当然の権利として受けとめられ、人権概念のカタログに飾られている(杉本篤史、二〇一九年)<sup>21)</sup>

ところが、日本国内では「言語権」の問題はほとんど論議されておらず、言語権に関する法令はまだ制定されていない。憲法学者の杉本篤史は、こうしたことの原因として日本国憲法のもつ問題点に注視する。憲法第一四條「法の下の平等」条項<sup>22)</sup>のなかに挙げられた項目に「言語」が含まれていないことである。そのことが、マイノリティ等の言語権の国内法制化の障壁になっていると、杉本は鋭く指摘している。この問題に関しては、今後の研究課題として探求を進めたい。

#### 4-2-2 「言語」におけるズレ—普遍共生の要請—言語の多元化

\* つぎに「言語」におけるズレについて。これは、社会生活における〈私〉と他者との間の「言語」のやり取りにおける対立・葛藤である。それはいうならば、日常生活のあらゆる場面において「発語者の意」と「受け手の了解」との間につねにズレやねじれが生じる可能性があることである。この点に関して、哲学者の竹田青嗣による「〈発語〉の現象学<sup>23)</sup>」の考察を手がかりにして論じることにした。

先に、国民国家(＝言語共同体)における共通語(国語)と固有語(民族語)との対立・葛藤について論じたが、ここで考察すべきは、日常生活の発語行為における、言語の意味の「一般性」と「固有性」(発語者の意)の二重性の問題である。以下、「〈発語〉の現象学」の要点を紹介する。

—まず、発語行為の全体を、初発的な「内言」、「独語」、「発話」という諸契機において捉え、それぞれの行為の動機の本質を取りだしてみる。

(1) 「内言」…「内言」とは、直観を心の中で言葉にしてみることである。言語的表象をともなった内的思念。言語表現としての「内言」と「発語主体の意」はほぼ重なっており、その間にズレがないと見なされる。『(私)の内言は、いま〈私〉が見ているこの空の青さについての〈私の感動〉それ自身と何のズレもなく〈一致〉していると考えられるからである。』<sup>24</sup> 「内言」はそれを「内言」と呼べるかぎりで言語的表現であり、つまり言語的表象をともなった内的思念だと言える。内言は、〈発語主体の意↓内的な表現性〉という最低限の基礎的な言語構造をもっている。

(2) 「独語」…「独語」とは、声に出してみることである。内言の自覚化・明瞭化・自己確認等。内言を音声化したもので、直接他者を必要としない「発語」といえる。「独語」においては、「聞き手↓発語主体の意」という構造が存在しない。内言や独語はしばしば「意」と「表現」の間にズレの存在しない完結した純粹な言語と考えられている。その根拠は、発語主体の「意」が推測されるべき「超越」ではなくつねに与件として直接与えられているからである。(ここで注意すべきは)「書くこと」は、「独語」のように見えるが、じつは特定の人間にあてて書く場合であれ不特定の対象に向かう場合であれ、原則として誰かにむけての発語であって「独語」とは言いがたい。「書くこと」はむしろ「発語⇨陳述」的本質をもつ。

(3) 「発話」…「発話」とは、誰かに対する発話である。「発語⇨陳述」することは、事態の認識を関係了解として他者と共有することである。単なる自他の了解の共有にとどまらず、了解の共有を通して他者との「関係」をつくり出すことである。「人間の共⇨存在性は、具体的な他者との「関係」の絶えざる編み変え、刷新として営まれる。「人間関係」の本質はそれが人間どうしの幻想的なルール関係、約契関係だという点にある。」「発話」することは、この

関係の絶えざる刷新の企てという意味での関係行為である。

しかし「発語」が「内言」や「独語」と判然と区別される根本的差異は、ここには言語信憑構造の二契機、「発語主体—言語表現」という関係の信憑構造と「言語表現」が媒介する「発語主体—聞き手の了解」という関係が、ともに存在するということだ。つまり、「発語」においてはじめて、言語行為の始発点としての「意」は、本質的に信憑構造の中で「確信」としてのみ成立する「超越」としての性格をもつことになる。「発語者の意」と「言語表現」の間のズレに関していえば、「内言」や「独語」の場合はこの「ズレ」の意味や理由は本人にとつて明証的なのである。だがしかし、発語行為においては、「発語者の意—聞き手」の間の信憑構造は、あくまで「確信」の構造として存在し、絶対的な理解に達するということはない。—（以上、竹田青嗣『言語的思考へ』一三二頁—二四四頁からまとめ、傍点強調は竹田青嗣、下線強調は筆者）

\*さて、市民社会を「言語ゲーム」による人びとの関係の網の目の総体としよう。注意を喚起すべきは、ここでは「言語ゲーム」において、言語の「意味」は、「言語」それ自体に内在するものではなく、人間同士の言葉による受け答えのなかで、相互の关系的な了解性として生成することだ（竹田青嗣『哲学とは何か』、二〇二〇年<sup>26</sup>）。言語の役割をコミュニケーション（自他の了解可能性）とした場合、市民社会では発語主体の「発話」による自他の了解と関係構築⇨意思疎通が基本となる。つまり、「発話」においてはじめて「人間関係」の本質はそれが人間どうしの幻想的なルール関係、約契関係だということが露わになるのである。

しかし、発話（発語行為）においては、「発語者の意—聞き手」の間の信憑構造は、あくまでそれぞれの〈私〉のなかでの「確信」として存在するのであって、両者の間にその「意」の絶対的な理解がなされるわけではない。それゆえ、〈私〉と他者は「発話（パロール／エクリチュール）」による「約束」や「合意」を交わすことによって互いの

「意」や「信」を確かなものにするのである。言い換えれば、市民社会は「人格」として平等な人間が、日々、所有や価値観をめぐって対峙・対立し合い「契約」を交わすことによって互いの信を確かめ、議論・対話によって互いの個性や価値観の違いを承認し合い共通了解を創り上げようとするのである。市民社会は「発話（パロール／エクリチュール）」可能な人びと＝健常者（見常者<sup>27</sup>）が中心となつて普段に「契約」が交わされ、相互承認の関係がくり広げられる（場）なのである。このように、市民社会は「発話（パロール／エクリチュール）」中心の世界、したがって健常者（見常者）中心の世界にならざるを得ないという側面をもっている。

では、市民社会の「発話」中心の言語ゲームに加われない存在、たとえば認知症や言語障害・精神障害の人たちとの意思疎通＝了解共有や関係構築可能性をいかに考えればいいのかのだろうか。認知症や言語障害・精神障害の人びとは、他者との意思疎通の叶わぬ、それゆえ理解不能ただ「物言わぬ」存在なのであるうか。

いや、そうではないのだ。認知症や言語障害・精神障害の人たちもまた、自分の存在と世界の存在に対して「内言」や「独語」の世界のなかで生き生きと感受している。彼／彼女らにとつて、「いま（私）」が見ているこの空の青さについての〈私の感動〉それ自身と何のズレもなく〈一致〉して「生きる存在である」。

意思疎通についていえば、それは「発話（パロール／エクリチュール）」だけに限定される概念ではない。意思疎通の手段は多様かつ多元的でその領域は広いのである。「意思疎通」に関して、「障害者の権利に関する条約」<sup>28</sup>第二条「定義」は、以下のように定めている。

「〈意思疎通〉とは、言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用しやすい情報通信機器を含む。）をいう。「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。<sup>29</sup>」

意思疎通は、「発話（パロール／エクリチュール）」によってのみ可能わけではない。意思疎通としての言語の形態と手段および形式は「音声言語及び手話その他の形態の非音声言語」を包括する多様な概念である。意思疎通は、「発話」の独占物ではないのである。認知症や言語障害・精神障害の人たちの存在を感受・理解するために、なによりもまず、言語とは「音声言語及び手話その他の形態の非音声言語であること」、この点を看過してはならない。

認知症や言語障害・精神障害の人たちとの意思疎通の問題を考究するうえで決して見落としてはならないことは、意思疎通の手段としての言語そのものが多様な概念的な概念であることだ。認知症や障害者との共生を進めるには、言語手段・方法の多元化、すなわち、言語を音声言語から手話その他の形態の非音声言語へと開放することが必須である。

さらにまた、認知症や言語障害・精神障害の人たちが、自分自身を含む世界に「存在」するものをいかにして「認識」し「感受」しているかを考えねばならない。それはすなわち、人間の「認識」のあり方、すなわち「意識」の問題、とりわけ五感―すなわち視覚、聴覚、触覚、味覚、嗅覚―による世界の事物や事柄の認識について探究することである。

とりわけ「意識存在」＝人格中心の世界である市民社会と、「エロス存在」＝主権的身体として実存世界である「生の世界」において、認知症や言語障害・精神障害の人たちの「意思疎通」のあり方や、彼／彼女らの五感をとおした世界の「感受」のあり方に留意して考察をづけよう。

これから検討すべきは、（意識存在↓人格↓相互承認・契約）としての市民社会、および（エロス存在↓実存的人間（主権的身体）↓感受・触覚）としての「生の世界」である。

## 4-3 人格中心の市民社会―意識存在↓人格↓相互承認・契約

\*近代国民国家は、「人格」をもつ自由な個人が主人となる市民社会として誕生した。そこでは社会のすべての成員が、人間として生まれながらに自由で平等な権利を享受している（普遍的人權）。「意識の同一性」や「理性」をもつ存在が「人格」人となる。人格人が普遍的人權の主体となり、実定法上の権利主体となって自他の間で「契約」を交わし、相互承認によって合意を形成するのである。「言語」の面からいえば、市民社会は「発話」中心の世界である。市民社会は、「発話」可能な人びとによって普段に「契約」が交わされ、相互承認の関係がくり広げられる（場）なのである。

市民社会は、〈意識存在〉が〈人格〉をもつ主人として、互いに「発話」者として〈契約と相互承認〉の関係を織りなすルール社会である。つまり人格中心の市民社会は、「発話」者中心の「意識存在↓人格↓相互承認・契約」という構造をもつ。

## 4-3-1 普遍ルール社会としての市民社会

\*前稿で述べたように、市民社会の際立った特徴は、歴史上はじめて成立した「普遍ルール社会」であることだ。普遍ルール社会とはすべての人々の人間的解放が実現された「完全に自由で平等」な社会を意味するのではなく、すべての個人の自由の実現に向けた理念・原理・手立てが一般的・普遍的に承認された社会をいう。

市民社会では、社会のすべての成員が、人間として生まれながらに自由で平等な権利を享受する（普遍的人權）。普遍ルール社会としての市民社会は、歴史上はじめて個人の権利と市民的義務を統一した社会である。そこでは社会のすべての成員が、法の下で自由で平等な存在（＝人格をもつ存在）として、権利と義務を享受する。社会のすべての個人が、「権利と義務」を併せ持つ存在になるのは、歴史的に近代市民社会においてはじめて可能になったのである。

ここでは、〈私〉は、一方では自由な個人として他者の人権・権利侵害をしない限り「なにをしてもいい」自由を有する（個人の権利）。他方、〈私〉は市民として社会の共通の利益（公共性）に関わる事柄を自分の問題として考え判断し行動する責任を負う（市民的義務）。

普遍ルール社会としての市民社会は、歴史的には「特殊な」諸条件が重なって作り出された、「普遍」的人権原理にもとづいた社会である。市民社会は、歴史の最終段階の社会でもないし、最終的に完成された社会でもない。したがって、いつでも後戻りするし、ほころびが生じて毀れることもある。だからこそ、普遍ルール社会としての市民社会はつねにほころびをみつけて編み直さなければならないのである。

#### 4-3-2 市民社会の主人としての「人格人」—自由な個人と義務としての市民

\*市民社会の主人である人格人は、「自由な個人」と「義務としての市民」という二つの顔をもつ。一方の「自由な個人」としての〈私〉には絶対的な自由の領域（内心の自由）が保障され、他者に危害を加えたり迷惑をかけたたりしないかぎり行動の自由があり、どんな生き方や「よさ・善さ」を選ぶことができる（「他者危害の原理」）。他方の「義務としての市民」としての〈私〉は、つねに公共的なもの＝共通の事柄（みなにとつての利益）を考え、自分の意見を持ち、判断し、責任をもって行動することを要請される。市民社会では、〈私〉は「人格」をもつ人権の主体である。人権の主体としての〈私〉は「自由な個人」としても「義務としての市民」としてもつねに自分の「意志」が問われるのである。

\*では、人格中心の市民社会で、人格喪失者とされる人びとの自由がどのように保障され、人間らしい「生」の条件がどのように担保されているのかを問いたい。まず、近代哲学者の「人格」論を概観しながら、この問題を探ってみたい。

## 4-4 近代哲学の「人格」の概念

\*近代市民社会の哲学・原理を構想した哲学者のうち、とりわけホッブズ、ロック、カント、ヘーゲルのいずれもが、市民社会を構成する主体概念としての「人格」を考察している。彼らの考える「人格」は、「意識」や「意思」に関する概念である。<sup>30)</sup>

## 論 4-4-1 ホッブズの「代理人」としての人格

\*ホッブズの考える「人格(パーソン)」は、他の哲学者のそれとは違って独特な意味合いをもつ。「人格(パーソン)」とは、「他人または他のものことばまたは行為を、真実にまたは擬制的に代表するものとみなされる」人<sup>31)</sup>を意味する。「人格(パーソン)」は、ギリシヤ悲劇の「プロソポーン(仮面)」やラテン語の「ペルソナ(仮装や外観)」に由来する。仮面を被り仮装した舞台役者<sup>32)</sup>「行為者」は本人(Author)のことばや行為の「代わり」になって演じる。つまり代理人・代表者である。各人は本人自らの「ことばと行為」を代表する者(≡主権者)に権威を与えることができる。「人格(パーソン)」は舞台から転じて法廷や日常生活でも、「ことばと行為を代表するすべてのもの」という意味に変化した。

「各人はかれらの共通の代表者に、個別的なかれ自身から権威を与えるのであり、かれらが制限なしにかれに権威を与えるばあいには、代表者がおこなうすべての行為を自己のものとしてひきうけるのである」<sup>33)</sup>

\*すべての人間が互いに契約を結ぶことよって一個の同じ「人格≡コモン・ウェルス(主権者)」となる。各人の行為とことばは、契約をとおして「主権者」の行為とことばとなり、「主権者(コモンウェルス)」は人びとの「代理人としての人格」となる。

\*人間ばかりか無生物も「人格」を有することが可能だ。《教会、慈善院(ホスピタル)、橋のような無生物は、教区



長、院長、橋番によって、人格化 (Personate) される。》これは現在の「法人格」に当たるものだ。

\*さらにホップズは、「(無生物と) 同様に、子ども、愚人、狂人、すなわち理性を使用できないものは、後見人や管理人によって、人格化される」という。これは、現在の「成年後見人制度」につながる考え方であると同時に、先述したように、子どもや認知症、精神障害者など「非理性的存在」とされる人びとの権利を他者(近親者や法定代理人等)が「代行」するという理論の土台を提供するものである。

#### 4-4-2 ロックの「法的主体」としての人格

\*ロック的「人格」は、「意識」に基づく概念である。ロックは、「意識の同一性」に人格の根拠を求めた。「人格(Person)」とは、自己意識の同一性をもつ理性的存在である。ロックの主張する「意識」中心の「人格」論は、「理性」を有する人が市民社会の法的主体である。自己意識を有した人物(人格人)が、「行為者」として自分の意識的行為の責任をとれる。行為の責任主体として各人は、法の下で自由かつ人格として平等である。反面、「非理性的な人」「責任能力」や「意思能力」を有しない人は、権利の「受益者」者として実定法(刑法・民法その他)上の権利の保護対象となり、その基本的人権は保障されるのである。

\*こうしたロックの「人格」の概念は、実際に近代市民社会における権利義務の主体—個人(自然人)や団体(法人)—に関わる概念として大きな影響を与え、刑法の「責任能力」や民法の「意思能力」等の実定法の原理として取り入れられた。日本の実定法では、刑法上、自分の犯した行為に関して「責任能力」をもたないとみなされる人間は、その罪を不問もしくは減免される。また、新民法では、意思能力を有しない者の法律行為は無効とすると定めている。

#### 4-4-3 カントの「道徳的主体」としての人格

\*カントもロックと同じく「自己意識」から立論する。カントの自己意識は、「私は考える (Ich denke)」という意識

（＝「統覚」）である。「統覚」は先験的＝「ア・プリアリ」なものである。「統覚」は感覚や知覚とは無縁のものであるからこそ、普遍妥当性や必然性をもつとカントは考える。

\*カントは、「意志の自由（＝自律）」をもつて「人格」とみなす。〈私〉が傾向性（感性や欲望）にとらわれず、つねに意志の自由にもとづいて理性的に判断し行動できるとき、〈私〉は「人格」＝「人間の尊厳」をもつ。

カントは、「他者を目的として扱え」という（実践的命法）。他者を人格として尊重するのは、義務であり理性の要請でもある。人格は目的そのものであつて、単に手段として用いることは許されないのである。行為がただ義務の念、すなわち道徳法則への尊敬の念にもとづくものであるとき、その行為は道徳的価値をもつのである。そこにはいささかも虚栄心や利己心もとづく動機や傾向性が入り込んではいならない。理性の要請に従つて行為できる人（＝理性的存在者）を「人格」と呼ぶ。

\*すると、カント的人格の概念からは、理性や人格を喪失したとされる認知症の人は、人權の主体とみなされなくなつてしまふという問題が起こる。この問題に対して、現代の普遍的人權はつぎのように考える。かりに理性を使用できない者（＝子ども、精神障害者、認知症の人等）や「責任能力」や「意思能力」が欠如した人であっても、彼／彼女の基本的人權（生命、自由、所有権、幸福追求権）は、たとえ本人の同意があろうとも奪うことはしてはならない。もしそうするならば不法行為・犯罪となりうる（普遍的人權の「不可讓性のルール」）。

#### 4-4-4 ヘーゲルの「欲望主体」としての人格

\*ヘーゲルもまたロックやカントと同じく、「意識」の考察からはじめる。がしかし、ロックの「自己意識の同一性」やカントの先験的な統覚としての「私は考える (Ich denke)」という意識とは違って、ヘーゲルの自己意識は自他の「関係の意識」である。自己意識は他者との関係を通して自立した自由な大人へと成長していくのである。「意識」か

ら出発し「自己意識」が理性となり良心となって成長する。「自己意識は欲望なのである」<sup>(39)</sup>。

\*ヘーゲルもカントと同じように人権や実定法の基礎としての「抽象的人格」を認めるが、市民として生活するのにほんとうに大切なのは「具体的人格（特殊的人格）」だと考える。具体的人格は、意志の自由の特殊性（欲求・欲望、衝動・偶然の好みなど）に関わる。市民社会の個人は、「欲望する主体」なのである。欲望する主体としての〈私〉は、人格（抽象的人格）という空の容器のなかに生きていくのに必要なさまざまなアイテム——言語・宗教・歴史観・文化・慣習等文化的価値や属性・アイデンティティーを投げ入れて充足するのである。これをヘーゲルは、「具体的人格（特殊的人格）」と呼ぶ。具体的（特殊的）人格とは「所有権」をもつ存在である。

「人格として私は同時に、私の生命と肉体をも、他のもろもろの物件をも、ただそうすることが私の意志であるかぎりにおいてのみ、もつのである」<sup>(40)</sup>。

〈私〉は、他者との「契約」によって空っぽの容器（抽象的人格）のなかに具体的な所有物を投げ入れるのである。他者もまたそうする。

\*市民社会は形式的・法的には「人格的に自由な個人のみならず社会」であるが、現実の生の内実は「個々人の特殊な目的がその基礎」をなす。現実の市民社会は、「人格」として平等な人間が、日々、「欲望する主体」として対峙・対立する欲求の体系である。市民社会ではむしろ具体的人格、すなわち欲望のあり方（欲望する主体）の違いの尊重こそが重要なのである。抽象的人格として人びとは平等であるが、具体的人格（欲望する主体）においても互いを認め合わなければならない。ヘーゲルはそう考えるのである。

ヘーゲルが描く市民社会は、カント的な「他者の人格を尊重すべし」という義務と道徳が支配する世界ではなく、欲望する主体としての〈私〉の「人格」と、欲望する主体としての〈他者〉の「人格」とが対立・衝突する欲求の体

系なのである。ヘーゲルは、欲望のまま利己的な個人と個人とが対立・衝突するなかで相互承認（＝契約）しあいながら結びついていく市民社会を構想するのである。

#### 4-4-5 「意識存在」中心の世界から「エロス存在」中心の「生の世界」へ

\*ここまで近代哲学者たちの「人格」概念を検討した。ホッブズの「代理人としての人格」、ロック「法的主体としての人格」、カントの「道徳主体としての人格」、ヘーゲルの「欲望する主体としての人格」を論じた。彼らの人格概念は、いずれも「意識存在」を柱にしている。市民社会ではつねに〈私〉の「意識」や「意志／意思」が問われるのである。「自己意識」の同一性を有し、自己の「意志」による行為に責任を持てる人間が、社会の権利主体となって活動する。市民社会は、〈意識存在〉が〈人格〉をもつ主人として、「発話」（パロール／エクリチュール）をとおして〈契約と相互承認〉の関係を織りなすルール社会である。つまり人格中心の市民社会は、「発話」者中心の「意識存在」↓人格↓相互承認・契約」という構造をもつ。

\*「意識存在」／「人格」中心の市民社会は、認知症や精神障碍のような「意識の同一性」や「人格」を喪失したとされる人たちの人権や権利の問題についても一通りの「解答」を有していることも確認した。市民社会はこの問題に対して、まず人権面では「不可譲性のルール」の見地から仮にに理性を使用できない者（＝子ども、精神障碍者、認知症の人等）や「責任能力」や「意思能力」が欠如した人であっても、彼／彼女らの基本的人権（生命、自由、所有権、幸福追求権）を奪うことはしない。実定法の面でも、刑法上、自分の犯した行為に関して「責任能力」をもたないといみなされる人間はその罪を不問もしくは減免され、民法上では意思能力を有しない者の法律行為は無効とされる。要するに、認知症の人のように「人格」や「理性」を喪失した人であってもその人権は保護・救済され、彼／彼女らは権利の「受益者」として実定法上の権利を保障されるのである。

\*ではなぜ、「津久井やまゆり園」の障害者殺傷事件や愛知県福祉相談センターの職員による老人放置事件が起こったり、各地の施設で職員らによる虐待事件が後を絶たないのだろうか。なぜ、「意思疎通のとれない人」だからという理由で、認知症の人や障害者を平気で手に掛けることができたのであろうか。「障害者は周りを不幸にする」、「意思疎通のとれない人は社会の迷惑」と思うのは、ひとり植松被告人だけのことなのだろうか。

\*ここで問いたい。意識もおぼつかず、周りの人から世話「される」人、介護「してもらう」人として扱われ、面倒な人、邪魔者や半端者として嫌われ、とどのつまりは生きる価値のない者とみなされ命さえ奪われたりする認知症や精神障害の人びとは、いかにして人間であり続けるのか。他者と十分に意思疎通ができずに「孤独」な人生の終末を生きる意味はなにか。あるいは認知症は生きる価値があるのか、認知症の人は生きる意味を感じるのか。認知症や精神障害の人びとの「生の条件」と感受する意味と価値を問いたい。

\*認知症のような「非理性的存在」、「人格喪失者」が「生きる世界」の意味と価値を、竹田欲望論Ⅱ「現象学Ⅱ欲望論哲学」で展開された諸原理・概念を手がかりに考えてみたい。そのためには、「意識存在」中心の市民の世界から「エロス存在」中心の「生の世界」へと眼差しを移さねばならない。「生の世界」は「エロス存在」↓実存的人間（主権的身体）↓感受・触発」という構造をもつ。実存世界である「生の世界」において、「エロス存在」Ⅱ主権的身体としての認知症や言語障害・精神障害の人たちの「意思疎通」のあり方や、彼／彼女らの五感をとおした世界の「感受」の仕方はどのようなものなのか。この問題をこれから「現象学Ⅱ欲望論哲学」を足がかりにして探究を進めていきたい。

（本誌次号へとつづく）

- (1) 金泰明、「普遍共生の原理的考察―認知症との共生を考える(一)」、(大阪経済法科大学法学論集第八二号、二〇二〇年三月、六一頁―八四頁)
- (2) 坂岡大路は、フッサー現象学(超越論的本質学)および欲望論(竹田)に基づくアプローチを「現象学Ⅱ欲望論哲学」と呼称する(Web研究誌「本質学研究」第八号、二〇二二年春、所収、『本質学研究 Wesenswissenschaft』wesenswissenschaft.wordpress.com/)。筆者も坂岡の呼称を使用することにした。
- (3) 金泰明、『マイノリティの権利と普遍的な権概念の研究―多文化的市民権と在日コリアン』、トランスビュー、二〇〇四年
- (4) 西研は、対話を通した人それぞれの生き方の理解が重要という。「その見方は、その人たちのどんな生の条件(家族構成のちがいや、身体の障害があるなどさまざまな条件)と関係しているかに気づくことができる。他者たちの価値観と生の条件を知ること」によって、自分の生の状況や生きる姿勢を自覚するという。『哲学は対話する―プラトン、フッサールの〈共通了解をつくる方法〉』(西研著、筑摩書房、二〇一九年)、二二七頁。
- (5) 『ミル『自由論』』、『ベンサム JSミル』関嘉彦責任編集、世界の名著38、一九六二年、中央公論社)所収、二七〇頁。
- (6) 『ミル『功利主義論』』、『ベンサム JSミル』関嘉彦責任編集、世界の名著三八、一九六二年、中央公論社)所収、四七〇頁。
- (7) アレクサンドル・コジェーヴ、『ヘーゲル読解入門―〈精神現象学〉を読む』、上妻精・今野雅方訳、国文社、一九八七年、一四頁
- (8) ルッキズム(Lookism)とは、身体的に魅力的でないと受け取られる人びと差別的な取り扱いや処遇を受けることをさす。
- (9) 森村進著、『権利と人格』、創文社、一九八九年六月三〇日、五〇頁―五三頁
- (10) ホップズ、『リヴァイアサン(一)』、水田洋訳、岩波文庫、一九九二年、二六二頁
- (11) 広瀬浩二郎著、『触常者として生きる』伏流社、二〇二〇年(令和二年)、一七―一八頁
- (12) 「〜される」「〜してもらう」という「介護」や「保護」に関わる「壁」は、健常者と障害者間だけにあるものではない。生活保護にある「壁」がそうである。清川卓史(朝日新聞編集委員)は、生活保護利用を「恥」とする偏見が広く浸透している日本社会の現実を踏まえて、生活保護という名称を変更すべきだと提案する。(「生活保護利用(壁)の解消を」

朝日新聞二〇二二年二月八日朝刊

(13) 同上書、広瀬浩二郎著、二〇〇〇年「令和二年」、三頁

(14) アレフ（元オウム真理教が名称変更）の信者一三名の世田谷区居住申請に対して、世田谷区役所はいったん受理した申請書を「元オウム真理教信者」とわかって後に転入を拒否した事件がある（二〇〇〇年二月）。

(15) 日本政府は二〇二〇年末に「第五次男女共同参画基本計画」を閣議決定し、「今後は、女性のみならず男性も、親や配偶者の介護を担う負担が増大する可能性が高まっている」と指摘している。これを受けてキリンホールディングスは親の介護などを想定した社内研修に「育児」に加えて、どの社員にも起きうる可能性がある「親の介護」も加えた。（ジェンダーを考える／男女共同参画の行方⑤「男性も介護仕事との両立は」朝日新聞二〇二二年二月八日朝刊）

(16) 厚生労働省の調査（「国民生活基礎調査」平成二五年）によると、二〇一二年に認知症の高齢者（六五歳以上）は四六二万人であったが、二〇二五年には約七〇〇万になると推計される。

(17) 多死社会についていえば、死者の数の面では二〇〇九年は一一四万人死亡であったものが、二〇三〇年は一六一万人死亡と予測される。一人暮らし老人（七五歳以上）は人口の四割を占める。二〇一一年は過去最多の五万三四〇〇人が精神科のベッドに向かった。また、どこで死を迎えたのかという面では、①病院（八九万人）、②介護保護施設（九万人）、③自宅（二〇万人）、④その他（四〇万人）が、いわゆる「看取り難民」である。高齢者問題はとくに大都市、首都圏で深刻な様相を呈している。二〇二二年時点で、全国で特別養護老人ホーム待機老人が四〇万人、その内、首都圏で一〇万人である。さらに少子化という面では、一五歳未満人口は、半世紀後（二〇六〇年）は半減七九一万人、七五歳以上が二六・九％で子どもの三倍に達する超高齢化社会になる（少子化社会浮き彫り—一五歳未満一六四九万人、三二年連続減」産経新聞二〇一三年五月五日）

(18) 単一民族国家と自認するのは、世界でも日本、韓国（南北朝鮮）、アイスランドの三つであるといわれている。

(19) 前掲書、金泰明、トランスビュー、二〇〇四年

(20) キムリックカのいう「集団別権利」は「集团的権利」とは異なる点に注意せよ。「集団別権利」の概念は、マイノリティの権利をマイノリティ集団「一般」の権利ではなく、ある条件—たとえば、歴史的あるいは社会的に差別は不当な抑圧を

- 受けてきたなど一における「特定の」マイノリティ集団に与与される権利である。そうすることによって、キムリツカはマイノリティ集団に対する「集団別権利」と個人の権利（＝普遍的人權）とは矛盾することなく共存すると考える（キムリツカ著、角田猛之、石山文彦、山崎康仕監訳、「多文化時代の市民権―マイノリティの権利と自由主義」、見洋書房、一九九八年、三七―四八頁）
- (21) 杉本篤史（東京国際大学）、「日本の国内法制と言語権―国際法上の言語概念を国内法へ受容するための条件と課題」、『社会言語科学』第二卷第一号、二〇一九年九月所収、四七―六〇頁
- (22) 日本国憲法、「第一条「法の下に平等、貴族の禁止、栄典」①すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」（「ポケット六法」、有斐閣、二〇二〇年・令和二年版、一一頁）
- (23) 「〈発語〉の現象学」、『言語的思考へ』（竹田青嗣著、径書房、二〇〇一年）、第六章「意味の現象学」所収、二三一頁―二四四頁
- (24) これは竹田によれば、フッサールのいう「孤独な心的生活における表現」にあたる（フッサール『論理学研究』第二卷四五頁）
- (25) 同右書、竹田青嗣、二〇〇一年、一三三―六頁
- (26) 『哲学とは何か』竹田青嗣著、NHK出版、二〇二〇年、一六九頁
- (27) 「見常者」とは全盲の研究者広瀬浩二郎による造語である。「社会の多数派は視覚優位、視覚中心の生活を享受している。つまり〈見常者〉なのである。全盲者は視覚以外の感覚を駆使して生きているのだから、明らかに見常者ではない。全身のセンサー（触覚）を総動員する彼らは、〈触常者〉なのである。』『触常者として生きる』広瀬浩二郎著、伏流社、二〇〇〇年（令和二年）、二四二頁）
- (28) 障害者の権利に関する条約は、第六一回国連総会（二〇〇六年二月二三日）において採択、二〇〇八年五月三日に発効した。日本政府は二〇〇七年九月二八日に署名している。二〇二〇年七月現在の批准国は一八二カ国である。
- (29) 日本政府の公定訳による。二〇一四年一月二〇日公布。
- (30) 近代哲学者の「人格」概念については、拙稿「近代〈人格〉概念の原理的考察と『欲望論』―〈意識存在〉から〈エロス存在〉



- (31) の地平へ」(大阪経済法科大学法学論集第八一号)所収、二〇一九年九月、二九頁―九〇頁)で詳しく紹介した。
- (32) ホップズ、『リヴァイヤサン(一)』、水田洋訳、岩波文庫、一九九二年(改訳発行)、一八七頁
- (33) ホップズ、同右書(二)、一九九二年、二六五頁
- (34) ホップズ、同右書(一)、一九九二年、二六二頁
- (35) ホップズ、同右書(二)、一九九二年、二六二頁
- (36) 日本における「成年後見人制度は、判断能力が低くなった高齢者らの意思を尊重しながら、その暮らしと財産を守るものだ。：貧困を支える生活保護と、判断能力の低下を支える成年後見。この二つはともに福祉の根幹である。」(私の視点) 司法書士大野知行、二〇一九年五月二十八日、朝日新聞)
- (37) 刑法の第七章「犯罪の不成立及び形の減免」の第三九条「心神喪失及び心神耗弱」はつぎのように定める。「第三九条」心神喪失及び心神耗弱」①心神喪失者の行為は、罰しない。②心神耗弱者の行為は、その形を減免する。」すなわち、刑法上、自分の犯した行為に関して「責任能力」をもたないとみなされる人間は、その罪を不問もしくは減免される(『ポケット六法』二〇一九年・平成三二年版、一五一―一七頁)。「心神喪失者」および「心神耗弱者」の定義については、判例は、心神喪失(責任無能力)とは、精神の障害により、事物の理非善悪を弁識する能力なく、または、この弁識にしたがつて行動する能力なき状態をいい、心神耗弱(限定責任能力)とは、精神の障害が、上記の能力が欠如する程度には達していないが、著しく減退した状態をいう、としている(大審、院昭和六年(一九三一年)二月三日判決『刑集』一〇巻六八二頁)。
- (38) 民法「第三条の二」法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、その法律行為は、無効とする(第三条の二は新設)。(『ポケット六法』、有斐閣、二〇二〇年・令和二年版、三九七頁)。
- (39) ヘーゲル『精神の現象学(上巻)』、金子武蔵訳、岩波書店、一九七九年、一八〇頁
- (40) ヘーゲル、『法の哲学』、岩崎武雄責任編集、『ヘーゲル』(世界の名著三五)所収、中央公論社、一九六七年、二四二頁

